

令和7年度県民の日に関連した取組募集要項

1 目的

県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）第1条の趣旨に即した取組を募集し、県が行う県民の日に係る広報において、当該取組との一体的な広報を実施することにより、本県に対する県民の愛着を深める。

※県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）（抄）

（目的）

第1条 郷土の歴史を知り、自治の意識をたかめ、県民のより豊かな生活と県の躍進を期する日として、県民の日を設ける。

2 応募要件等

(1) 応募要件

ア 県民の日を定める条例第1条の趣旨に即した、本県に対する県民の愛着を深められる取組であること。

※取組の例：イベントの開催、入場料の割引措置等

イ 全ての県民が参加できる取組であること。

ウ 団体（地方公共団体を除く）が実施する取組であること。

エ 応募する者が、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

(ロ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(ハ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 応募方法

いばらき電子申請・届出サービスから必要事項を入力し提出する。

(3) 募集期間

ア 第1弾

令和7年8月1日（金）から9月21日（日）まで

イ 第2弾

令和7年9月22日（月）から10月31日（金）まで

3 選定方法及び広報方法

応募があった取組のうち、応募要件を満たし、かつ、県民の日を定める条例第1条の趣旨に即した取組について、当該取組の実施日、実施場所及び主な内容を以下の媒体に掲載する。

- (1) 県ホームページ
 - ア 第1弾募集内容 … 令和7年10月1日掲載
 - イ 第2弾募集内容 … 令和7年11月1日掲載
- (2) 県広報紙「ひばり」… 第1弾募集内容を11月号掲載
- (3) 新聞 … 第1弾募集内容を掲載

4 入場（館）者数の調査

県民の日に関する広報の効果を把握するため、茨城県営業戦略部営業企画課より選定・広報した団体に対し、施設における入場（館）者数の報告を求めるものとする。

5 提出・お問合せ先

茨城県営業戦略部営業企画課 戦略・広報グループ

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-2128 F A X：029-301-3668

電子メール：eiki1@pref.ibaraki.lg.jp